

その他の卸売業における切れ・こすれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	15～ 16	構内でステンレスを高速切断機で切断作業をしている時に、左手が滑り、左手人差し指が高速切断機の刃に接触し、左手人差し指第一関節付近に切り傷を負った。作業せずに通院したが、指のしびれが残り、神経に損傷が生じた。	30	1～ 9
1	11～ 12	事業場内の商品加工作業場で、昇降盤で木製の鏡フレームに溝を作る作業中、材料が盤面から浮いて丸ノコの刃に引っかかり、材料を押さえていた左手と共に跳ねた。その時、左手指が丸ノコに接触し、中指、人差し指、薬指を負傷し、救急搬送された。	32	10 ～ 29
1	21～ 22	発泡スチロール減容作業場で、減容作業をしているときにコンベア上に生成されたインゴットが滞留したため、カッターカバーの中に手を入れて引き出そうとした際、引き出したインゴットにセンサーが反応してカッターが作動し指が切断した。	24	10 ～ 29
1	9～ 10	生地を裁断（カット）加工中に裁断した生地のズレを修正しようとした時に、裁断機（回転式ハンドカッター）の電源を切らずに作業したために、左小指側面がハンドカッターの刃先に接触し負傷した。	35	1～ 9
1	9～ 10	取引先に、鉄屑を引き取りに行った。積み込み終了後、積荷が落下しないようにトラックの荷台の荷物を確認していたところ、鋭利な鉄屑の角で皮手袋ごと右手親指の腹を負傷した。そのまま帰社したが血が止まらず、痛みも強くなり、右手で物が握れなくなってしまった。皮手袋を着用して作業に当たっていたが、注意不足であった。	36	30 ～ 49
1	4～5	市場の店舗内において、魚をさばくため鱗を剥いていた際。魚の背ビレが右手人差し指に刺さった。	24	1～ 9

2	10~11	自宅より徒歩5分程先の駐車場で縁石（車止め）に躓き転倒し、左足を骨折した。	28	1~9
2	13~14	工場内にて海苔きざみ作業中機械の刃の部分で、右手薬指に裂傷を負った。	54	1~9
2	14~15	社内の作業場にて、電動丸ノコギリでパレットを切断中、ノコギリが跳ね返り、左手を負傷した。	55	10~29
3	10~11	当事業所内の作業場において、肉の入った袋を包丁で切ろうとしたところ手元が狂い、左示指を負傷した。	39	10~29
4	12~13	当社工場内にて、葱の皮むきで使っていた包丁のきれが悪くなったので、砥石を右手にもち、左手で包丁をもって砥石を上下させて研いでいた時に手が滑り、誤って右手拇指が包丁の刃に当たった。	57	50~99
4	15~16	工場内で海苔を裁断中に刃に左手中指が触れてしまった。	67	10~29
4	8~9	当社倉庫内において、TP-R（パイプ）4mをクレーンにて搬入車両から荷下ろしする際、ロープの掛け位置が悪く、重心がとれていない状況下で作業し、パイプが傾いたところ手で支えられずパイプ端部で指を切傷した。	26	1~9
6	11~12	当社は水産物の卸小売・加工業を営んでいる。当日は会社1階の生処理加工室でサンマ・アジ・イワシ処理機の搬送ベルトにイワシをセットして並べる作業中、並べ間違えたイワシの向きを変えるため、頭と尾を切る丸刃が回転しているBOX内に手を入れてしまい、丸刃に右手中指が触れて切れてしまった。	53	30~49
7	9~10	工場においてフードスライサーを使用してキャベツのスライスを行い、次にタマネギのスライスをするために刃物の交換を行う際、ナットがなかなか緩まず、力を入れて試した際緩んだ瞬間、固定していた内側（刃側）のネジも同時に緩み、その反動で左手がスライサーの刃に接触し受傷した。	64	30~49

7	8~9	当社倉庫前道路に止めてある客先のトラックにワイヤーメッシュ（φ6.0mm1×2m）を積み込む作業において、フォークリフト特（6456）に当該ワイヤーメッシュを約60枚重ねて、トラック荷台に横付け後、トラック荷台に移動して、フォークリフトで運んできたワイヤーメッシュをトラック荷台に積み込むとした時、フォークリフトのツメが傾斜しすぎていた関係で当該ワイヤーメッシュが自分の身体の方に滑ってき、それにあたり負傷した。	35	1~9
7	14~15	本社冷蔵庫荷捌場にて、冷凍魚の選別作業中、同僚に呼ばれたため移動しようと、手鉤を持った右手を振ったとき、付近に置いてあった鉄製のパレットの突起物に右手をこすって負傷した。	34	30~49
7	7~8	冷蔵倉庫作業場にて、包丁で水菜を裁断しているときに、水菜を押さえていた右手親指を包丁で切ってしまった。	19	50~99
7	13~14	工場内で、自動切断機により切断された丸鋼（直径30.2mm×長さ153.5mm、0.98kg）が、排出口より鉄箱に自然落下（高さ300mm）するとき、同時に別箱へ詰替手作業する作業員が、誤って右手を落下ルートに入れてしまい、手首甲側を切創した。	67	10~29
7	8~9	工場内で若布裁断機を作動させ、若布を1mm幅に裁断する作業中、停止ボタンを使わずに安全カバーを外した。安全カバーが外れたことにより機械が完全にストップするのを待たず、刃がまだ惰性で動いている間に、ローラー周りの裁断くずを取ろうと手を伸ばした際、刃に指が当たり、左手薬指先を傷つけた。	42	1~9
7	14~15	2階建ての工場では、2階から1階へ荷物を滑り降ろすための金属製の滑り台（全長約10cm、滑面幅約90cm、側面高さ約60cm）にて被災した。被災者は、商品伝票を2階から1階へ持って行こうと、通常なら階段で降りなければいけないにもかかわらず、急いでいたため、当該滑り台で1階へ滑り降りたところ、滑り台側面の手すりを覆っている金属がめくれていた部分に右手小指が接触し、右手小指を負傷した。なお、当該滑り台は、人の使用を禁止しているものである。	43	10~29
7	9~10	2階バルコニーで手摺の解体作業中、ステンレス製の支柱をサンダー工具でカットするときに、誤って左手首をサンダー工具で損傷した。	36	1~9

9	11～ 12	当社工場内でタイヤ処理のため、切断機へのタイヤのセッティング及び取り出し作業中、タイヤのビートワイヤーの一部が左手の人差し指と親指の間に刺さり、ワイヤーを抜いた傷口が腫れた。	77	1～ 9
9	8～9	ガラスの配送時、倉庫内の扇風機のコードにつまづいてしまい、持っていたガラスが、膝にぶつかって切れてしまった。	22	10 ～ 29
9	16～ 17	当社、工場内でコンバインの整備中の災害。被災者はコンバインの稲の穂を切り刻む回転刃の交換作業の際、棒状の回転刃を本体へ組み付けするため、回転刃を本体へ設置し、ロックナットを手で仮止めしようとした時、回転刃が本体よりずれて傾いたため、回転刃付近にあった左手に接触し、作業用グローブを着用していたものの、左手甲（親指側）を負傷した。当日は出血はあったのだが、大丈夫と思い病院へはいかなかったが、翌日、左手親指の動きが悪かったため受診した。	29	1～ 9
9	6～7	当社の工場内にて豚肉を包丁で切る作業中、誤って左手第一指と第二指の間を切って負傷した。	53	50 ～ 99
10	8～9	牛枝肉を処理中に手が滑り右太ももを刺し負傷したもの。	39	30 ～ 49
10	10～ 11	自社作業場にて、現場から外して持ち帰った鋼製建具の硝子作業を行う際、朝から降っていた雨で濡れた障子を持ち運び、濡れてしまった手袋で硝子を外した時に水で硝子が滑り右手親指のつけねを深く切るケガをした。	45	1～ 9
10	10～ 11	当社工場内で切断機械（アリゲーター）を使い、銅線のカバーを?ぎ取りやすいように、同じ長さにカットする作業中、銅線のかたまりの中から1本ずつ引き出そうとして、強く引っ張りすぎて体がよろけ、後ろにあった切断機械に手がさわり、右手中指の先1.5センチ位を切断したもの。本人が切断機のスイッチを切り忘れて作業し、後ろによろけた時に切断機の刃が作動している所に右手がさわり怪我をしたもの。	58	30 ～ 49

11	10～ 11	加工場内で、花束のすそを切花切断機で切る作業をしていた時、切花切断機の安全装置が故障で取り外されており、ライン作業中で焦り指定位置より手を深く入れてしまい、右手小指第一関節を切断する事となった。	56	100 ～ 299
12	14～15	当社工場内にて、機械で牛テールを切っていた際、誤って左手中指の先を切ってしまった。	30	10 ～ 29
12	11～12	工場で花の茎を切るカッター（電動ノコギリ）の作業中、わき見をしたため、誤って手が刃に触れ、右手親指外側の第一関節の上より手首に向かって6～7cm程を切り、10針縫合した。	72	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html